

広島県告示第四百五十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十二条第一項の規定によって、漁業権を
令和元年六月二十八日次のとおり変更免許した。

令和元年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許番号

共第二百六十八号

二 免許の内容

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第二種共同漁業	いそ建、も建網漁業	一月一日から二月三十一日まで

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石地先

(2) 区域

次の一アを結んだ直線とアイを距岸三百メートルで結んだ線とイニを結んだ直線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、三ウ、ウエ、エオ、オ四を結ん
だ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び共第二百六十九号、共第二
百七十号、共第二百七十一号、共第二百七十二号、共第二百七十四号を除く。

基点一 大崎上島町木江と東野との海岸線における境界

基点二 大崎上島町明石と大串との海岸線における境界

基点三 大崎上島町明石草木総九郎川河口左岸角

基点四 大崎上島町明石草木丸小鼻の西端

ア 一から愛媛県今治市大横島西端を見通す線と距岸三百メートルの線との交点

イ 二から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線と距岸三百メートルの線との交点

ウ 三から総九郎川河口右岸角を見通す線の中央点

エ ウから三角島カメンド鼻を見通す（二百三十二度）線上百三十メートルの所

オ エから百四十度の線と四から豊町鍋島の高を見通す（二百三十二度）線との

交点

三 存続期間

令和元年六月二十八日から令和五年八月三十一日まで